

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る

実施方針（案）

令和 5 年（2023 年）6 月 22 日時点

熊 本 市

目 次

1. 事業の目的及び内容.....	1
1-1 事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称	1
(2) 学校施設等の管理者の名称.....	1
(3) 本事業の目的	1
(4) 事業予定地及び対象施設.....	1
(5) 教育の基本的な考え方と施設整備等方針	2
(6) 脱炭素社会に向けた取組推進	3
(7) 事業方式	3
(8) 事業期間	3
(9) 事業の対象範囲	3
(10) 契約金額（消費税等相当額を含む金額）	4
(11) 契約金額の支払い.....	5
(12) 事業スケジュール（予定）	6
(13) 本事業の実施に関する契約	6
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
2-1 募集及び選定方法	7
2-2 募集及び選定の手順	7
(1) 募集及び選定スケジュール	7
(2) 入札参加者の募集手続等.....	8
(3) ヒアリングの実施.....	10
(4) 落札者の決定及び公表	10
(5) 仮契約の締結	10
2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
(1) 入札参加者の構成等	11
(2) 業務実施企業の参加資格要件	11
(3) 入札参加者の制限.....	16
(4) 資格審査規則第 10 条に規定する有資格業者名簿又は熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第 5 条に規定する熊本市物品関係競争入札（見積）参加資格者名簿に登載されていない者の参加.....	17
(5) 参加資格要件を満たしていない者の参加	18
(6) 参加資格要件の確認基準日	19
(7) 入札参加者の変更.....	19

2-4 提案書類の取扱い	19
(1) 著作権	19
(2) 特許権等	19
2-5 審査及び選定に関する事項	19
(1) 提案等の審査	19
(2) 事業者選定審議会の設置	19
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
3-1 責任分担に関する基本的な考え方	21
3-2 予想されるリスクと責任分担	21
3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	21
(1) モニタリングの実施	21
(2) モニタリングの時期	21
(3) モニタリングの方法	21
(4) モニタリングの結果	21
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
4-1 立地条件	22
4-2 整備対象施設の概要	22
5. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
6-2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	23
7. その他事業の実施に関し必要な事項	24
7-1 市議会の議決	24
7-2 入札に伴う費用負担	24
7-3 本事業において使用する言語、通貨単位等	24
7-4 入札に参加する者が1者である場合の措置	24
7-5 契約保証金	24

7-6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	24
7-7 入札結果の公表に関する事項	24
7-8 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明	25
7-9 技術者の配置について	25
7-10 実施方針に関する問合せ先	26

資料 1 リスク分担表

様式 1 実施方針・要求水準書(案)に関する質問及び意見書

様式 2 個別対話参加申込書及び個別対話の議題

1. 事業の目的及び内容

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

(2) 学校施設等の管理者の名称

熊本市長 大西 一史

(3) 本事業の目的

熊本市(以下「本市」という。)では、令和4年(2022年)12月に策定した「天明校区施設一体型義務教育学校 基本計画」に基づき、天明校区の小学校4校(中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校及び川口小学校)と天明中学校を統合し、施設一体型義務教育学校の整備を行うこととした。

このような背景を踏まえ、天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業(以下「本事業」という。)では、設計施工一括発注方式により実施することで、民間事業者の参加を広く求め、本市の求める要望等に最も適した提案を採用し、より効果的かつ効率的に質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

(4) 事業予定地及び対象施設

1) 事業予定地

所在地:熊本市南区奥古閑町 2146 番地 1

敷地面積:22,867 m²

2) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下の①から③までに掲げるものとする(以下、これらを総称して「本施設」という。)

① 天明校区施設一体型義務教育学校(以下「新校舎」という。)

② 外構(グラウンド、スクールバス停留場、駐車場、駐輪場、中庭、植栽、フェンス、道路状拡幅等)

③ ①～②までに掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物

また、本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存中学校校舎等の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)を行うものとする。

(5) 教育の基本的な考え方と施設整備等方針

1) 小中一貫教育に適した教育環境の整備

小中一貫教育を通して、より良い教育環境を目指し、天明校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向け、義務教育学校を設置する。

義務教育学校では、9年間の一貫した指導や小学校高学年の教科担任制、異学年の交流活動等の多様な教育実践が可能となり、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が期待できる。

2) 社会状況の変化に対応する教育環境の整備

国際化の進展やAI(artificial intelligence)等の技術革新による超スマート社会(Society5.0)の到来等、子どもたちを取り巻く環境は変化を続けている。

少子化の影響により、児童生徒数が減少し、教育的機能の維持が困難となっている地域・学校が存在している。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の生活様式が大きく変容し、教職員の働き方にも変革が求められている。

これからの予測困難な時代において、子どもたち一人ひとりが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

このような状況を踏まえ、社会の状況に対応し、主体的に行動できる子どもを育む教育環境の整備を行う。

3) 特色あるカリキュラム、教育課程の編成

施設一体型義務教育学校の特色である、教育課程編成の自由度を活かした「先進的・特色あるカリキュラム」、小中学校の教職員組織が一体化することで可能となる「9年間の切れ目のない学びの提供」、日常的な「異学年交流」を相互に関連させたカリキュラムマネジメントを取り入れ、義務教育の質の向上を図る。

4) 避難所機能を有した施設整備

天明中学校は市街化調整区域内にあり、区域内では高さ等、諸条件の調整が必要となるが、関係機関と連携し、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域住民も避難できる4階建ての施設とする。

5) 通学支援

天明校区において、小中学校の施設の一体化により、通学距離が遠くなってしまう児童が見込まれるため、安全・安心なスクールバス等での通学を検討する。

6) 「閉校後の校舎の利活用」と「まちづくり」

施設一体型義務教育学校開校後、天明校区の既存の 4 小学校については閉校となるが、地域にとっては貴重な財産である。閉校後の校舎やグラウンド等の利活用について、地域の声を踏まえ、将来的なまちづくりを見越しながら、有効活用していくことが求められている。

(6) 脱炭素社会に向けた取組推進

熊本連携中枢都市圏が「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」においても再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進等を掲げていることから、本施設の整備・運営においても、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの徹底、ZEB(Net Zero Energy Building)化に向けた取組等を通して、施設の脱炭素化を目指すものとする。

(7) 事業方式

本事業は、本市が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式(DB:Design Build)により実施する。

また、本事業とは別に、本施設に事業者(もしくは事業者のうち、PPA 事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)自らが所有する太陽光発電設備を自らの費用により設置し、その後当該太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給する PPA 事業に係る契約を本市と事業者(もしくは事業者のうち、PPA 事業実施に係る企業又は事業者の指定する企業)で締結する予定である。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計建設工事請負契約締結日より令和 11 年(2029 年)3 月 31 日までとする。

(9) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

1) 設計業務

1. 事前調査業務(必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動・騒音測定等)
2. 本施設の設計業務(解体設計、外構、太陽光発電設備等を含む)
3. 近隣対応業務
4. 電波障害調査業務
5. 本事業に伴う各種申請等の業務
6. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務(太陽光発電設備を除く)

1. 建設業務
2. 什器・備品等の調達・設置業務
3. 工事監理業務
4. 既存施設等の解体・撤去業務(アスベスト対策を含む)
5. 近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む)
6. 電波障害対策業務
7. 事後調査業務(近隣調査等)
8. 開校に必要な準備(現場見学会、完成見学会、パンフレット作成(3,000 部)、施設に係る利用説明書等)その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
9. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(10) 契約金額(消費税等相当額を含む金額)

落札者が提案した入札金額(落札金額)に消費税相当額を加えた額を契約金額とする。

(11) 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、設計建設工事請負契約書に示す。

1) 設計費

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和 6 年度 (2024 年度)	完了払い	設計費総額	契約書に定める各期限までに 各業務が完了しない場合を 除く

(2) 工事監理費

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和 7 年度 (2025 年度)	部分払い	令和 7 年度(2025 年度) の出来高金額の 90% 以 内	契約書に定める各期限までに 各業務が完了しない場合を 除く
令和 8 年度 (2026 年度)	完了払い	工事監理費総額(上記部 分払金を除く)	
令和 9 年度 (2027 年度)	部分払い	令和 9 年度(2027 年度) の出来高金額の 90% 以 内	契約書に定める各期限までに 各業務が完了しない場合を 除く
令和 10 年度 (2028 年度)	完了払い	工事監理費総額(上記部 分払金を除く)	契約書に定める各期限までに 各業務が完了しない場合を 除く

(3) 工事費

<外構、既存施設の解体・撤去を除く分>

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和 7 年度 (2025 年度)	前払い	工事費相当額の 40% 以内	
令和 8 年度 (2026 年度)	中間前払い	工事費相当額の 20% 以内	契約書に定める各期限まで に各業務が完了しない場合 を除く
	部分払い	出来高金額の 90% 以内	
	完了払い (部分引き 渡し)	工事費相当額の残額(上記 前払金、中間前払金及び部 分払金を除く)	

<外構、既存施設の解体・撤去分>

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和 9 年度 (2027 年度)	前払い	工事費相当額の 40% 以内	契約書に定める各期限まで に各業務が完了しない場合 を除く
	中間前払い	工事費相当額の 20% 以内	
	部分払い	工事費相当額の 90% 以内	

令和10年度 (2028年度)	完了払い	工事費相当額の残額(上記前払金、中間前払金及び部分払金を除く)	
--------------------	------	---------------------------------	--

(4) 事前・事後調査経費

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和6年度 (2024年度)	完了払い		契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く
令和10年度 (2028年度)	完了払い		

(12) 事業スケジュール(予定)

設計建設工事請負契約締結	令和6年(2024年)3月
事業期間	契約締結日～令和11年(2029年)3月末日
設計期間	契約締結日～令和7年(2025年)3月末日まで
第1期建設工事期間 (既存武道場解体、新校舎の建設)	令和7年(2025年)5月～令和9年(2027年)1月末日まで
引渡し日(第1期)	令和9年(2027年)1月末日まで
開校準備期間 (完成見学会、引越し、学校使用説明会含む)	令和9年(2027年)2月～令和9年(2027年)3月末日まで
供用開始日(第1期)	令和9年(2027年)4月1日まで
第2期建設工事期間 (既存施設等の解体・撤去、グラウンド・外構等の整備)	契約締結日～令和10年(2028年)7月末日まで
引渡し日(第2期)	令和10年(2028年)7月末日まで
供用開始日(第2期)	令和10年(2028年)8月1日まで

※本事業は国庫補助事業となるため、工事の着工時期が国庫補助の内定後となる

※事前・事後調査実施時期は、入札参加者の提案によるものとする。

(13) 本事業の実施に関する契約

本市は、落札者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮契約(設計建設工事請負契約書、要求水準書及び落札者が提案した事業内容をその内容として含む。)を締結する。仮契約は、熊本市議会(以下「市議会」という。)の議決を経た後に、本契約となる。落札者は、当該契約に基づいて本事業を実施するものとする。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業では、民間事業者による効率的・効果的な施設整備を求めることから、落札者の選定に当たっては、入札参加者の設計能力、施工能力を総合的に評価することが必要である。従って、入札公告時に公表を予定している入札説明書等で定める条件や要求水準書を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式により落札者を選定する。

なお、本事業はWTO政府調達協定(平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定)の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

入札参加者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和5年(2023年)6月23日	実施方針・要求水準書(案)の公表
令和5年(2023年)6月30日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付締切 実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の受付締切
令和5年(2023年)7月4日 ～5日(適宜調整)	実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話の実施
令和5年(2023年)7月下旬	実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答、個別対話・回答の公表
令和5年(2023年)7月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和5年(2023年)8月上旬	入札説明会の開催、第1回入札説明書等に関する質問受付締切
令和5年(2023年)8月下旬	第1回入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和5年(2023年)9月上旬	一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付締切
令和5年(2023年)9月中旬	一次審査(資格審査)結果通知
令和5年(2023年)10月上旬	第2回入札説明書等に関する質問受付締切
令和5年(2023年)10月上旬	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和5年(2023年)10月下旬	第2回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表
令和5年(2023年)11月中旬	二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付締切
令和5年(2023年)12月中旬	ヒアリング
令和5年(2023年)12月下旬	落札者の決定
令和6年(2024年)1月上旬	仮契約の締結
令和6年(2024年)3月上旬	市議会の議決

(2) 入札参加者の募集手続等

1) 実施方針・要求水準書(案)に関する質問・回答

実施方針・要求水準書(案)に関する質問を次のとおり受け付ける。

- a) 受付期間:実施方針・要求水準書(案)の公表の日から令和 5 年(2023 年)6 月 30 日(金)まで
- b) 受付方法:様式 1「実施方針・要求水準書(案)に関する質問・意見書」に記入の上、7-10 に記載の問合せ先に原則としてEメールにより提出すること。なお、Eメール送信後、本市に電話にて受領確認を行うこと。
- c) 回 答:令和 5 年(2023 年)7 月下旬頃に本市ホームページ上に公表する予定である。

2) 実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話

本市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨・要求水準書(案)等の意図を理解することを目的として、本市と入札参加者との個別対話を実施する。実施方針・要求水準書(案)に関する個別対話は、以下の予定で実施する。

- a) 受付期間:実施方針・要求水準書(案)の公表の日から令和 5 年(2023 年)6 月 30 日(金)まで
- b) 受付方法:様式 2「個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、7-10 に記載の問合せ先に原則としてEメールにより提出すること。なお、Eメール送信後、本市に電話にて受領確認を行うこと。
- c) 実施日時:令和 5 年(2023 年)7 月 4 日(火)～7 月 5 日(水)を基本に本市が指定した日時

3) 入札の公告・入札説明会

令和 5 年(2023 年)7 月下旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。なお、入札説明会を次のとおり開催する。

- a) 入札説明会
日時:令和 5 年(2023 年)8 月上旬
会場:未定
- b) 現地説明会 ※入札説明会終了後に行う
日時:令和 5 年(2023 年)8 月上旬
会場:天明中学校グラウンド
- c) 申込方法

事前に 7-10 に記載の問合せ先にEメールで申し込むこと(具体の締切日等は入札説明書において示す)。件名は、「天明校区施設一体型義務教育学校整備施設事業説明会」とし、現場説明会参加申込書(入札公告時に公表)を添付すること。

参加人数は、1社当たり3名までとし、説明会当日は現場説明会参加申込書、入札説明書等を持参すること。また、参加者の社員証等の確認を行う。

4) 入札説明書等に関する第1回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

- a) 受付期間：入札説明書等の公表の日から令和5年(2023年)8月上旬まで
- b) 受付方法：「入札説明書等に関する質問書(入札公告時に公表)」に記入の上、7-10に記載の問合せ先に原則としてEメールにより提出すること。なお、Eメール送信後、本市に電話にて受領確認を行うこと。
- c) 回答：令和5年(2023年)8月下旬頃に本市ホームページ上に公表する予定である。

5) 一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の受付

本事業への参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類を令和5年(2023年)9月上旬までに受け付ける。

受付に必要な書類は、入札説明書等において示す。

6) 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

- a) 受付期間：入札説明書等に関する第1回質問の受付締切日から令和5年10月上旬まで
- b) 受付方法：「入札説明書等に関する質問書(入札公告時に公表)」に記入の上、7-10に記載の問合せ先に原則としてEメールにより提出すること。なお、Eメール送信後、本市に電話にて受領確認を行うこと。
- c) 回答：令和5年(2023年)10月下旬頃に本市ホームページ上に公表する予定である。

7) 入札説明書等に関する個別対話

本市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨・入札説明書等の意図を理解することを目的として、本市と入札参加者との個別対話を令和5年(2023年)10月上旬に実施する。詳細は、入札説明書にて提示する。

8) 二次審査(入札及び提案に係る書類)の受付

本事業に関する二次審査(入札及び提案に係る書類)を令和5年(2023年)11月中旬に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) ヒアリングの実施

本市は、入札参加者に対し、令和 5 年(2023 年)12 月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。

(4) 落札者の決定及び公表

令和 5 年(2023 年)12 月下旬に落札者を決定し、本市ホームページ上で公表する。

(5) 仮契約の締結

本市は、落札者と仮契約を締結し、仮契約は市議会の議決を経た後に、本契約となる。

なお、市議会の議決に付すべき契約については、落札者の決定後、市議会の議決を経た後に正式契約するときまでの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、仮契約を締結する前にあつては仮契約を締結せず、仮契約を締結した後にあつては仮契約を解除する。

これらの場合において、落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わない。

- ① 落札者決定後に指名停止要綱に基づく指名停止を受けたとき。
- ② 入札公告の競争入札参加資格を満たさなくなったとき。
- ③ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成されることとする。入札参加者を構成するものを構成員という。
- ② 入札参加者は、複数の企業で構成される共同企業体を結成することとする。
- ③ 入札参加者のうち、すべての構成員の担当業務(設計、建設、工事監理等)を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表者(以下「代表企業」という。)及びその他の構成員の名称を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ④ 代表企業は、全構成員中最大の出資者であること。なお、特定建設工事共同企業体(以下「建設 JV」という。)が全構成員中最大の出資者となる場合は、建設JVの内、最大出資比率の建設企業が代表企業となること。
- ⑤ 構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、本事業に係る工事全体についても連帯して責任を負うものとする。
- ⑥ 当該共同企業体は、建設工事請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。また共同企業体構成員は、当該共同企業体为本事業に係る工事を完成する日まで脱退することができない。
- ⑦ 本市は、熊本市内に主たる営業所を置く企業が入札参加者又は下請け企業(構成員から業務の一部を受託し又は請け負う者。)として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待する。
- ⑧ 本事業に関して、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

入札参加者は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、設計、建設、工事監理、太陽光発電設備の設計の各業務を行う者は、それぞれ a)、b)、c)、d)、e)の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、設計業務、建設業務及び太陽光発電設備の設計業務と工事監理業務は、同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。

a) 入札参加者の要件

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ③ 本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格審査調書その他の必要書類(以下「申請書等」と総称する。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第108号)、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱指名停止要綱(以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- ⑥ 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と発注者が認めるものでないこと。
- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑧本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則(昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。)第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。

有資格業者名簿に登載されていない者は(4)に示す手続きに従い競争入札参加資格審査を申請し、資格を有すると認められた者であること。

b) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す①から③までの要件をすべて満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、①の要件についてはすべての企業が該当し、②又は③の要件は少なくとも1者が該当すること。

- ① 建築士法(昭和25年(1950年)法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成25年(2013年)4月1日以降に、延べ床面積4,000㎡以上(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)の官公庁が発注した施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

※施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校：小学校(前期課程)と中学校(後期課程)の校舎の全部又は一部が、同一敷地内に一体的に整備されている学校施設を指す。

- ③ 設計企業と参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を配置できること。なお、落札後、本市が必要と認めた場合、設計企業は配置予定技術者(管理技術者)を変更することができる。

c) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、単体企業又は建設JVとする。単体企業で参加する場合には以下に示す①から⑥までの要件をすべて満たすこと。建設JVを組成する場合は、以下に示す⑦の要件を満たすこととし、代表建設構成員は以下に示す①から⑥までの要件に該当し、その他の建設構成員は①の要件に該当すること。

- ① 建設業法(昭和24年(1949年)法律第100号)第3条第6項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 平成25年(2013年)4月1日以降に、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、延べ床面積4,000㎡以上(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)の官公庁が発注した工事を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体の中で最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- ③ 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること(申請は3名まで可)。

i) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業

法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けたものであること。

ii) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

iii) 平成 25 年(2013 年)4 月 1 日以降に、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、官公庁が発注した施設の工事に全工期にわたって従事した実績を有するものであること。

④ 建設業法第 27 条の 23 に規定する規定する経営事項審査(審査基準日が直近のものに限る。)における建築一式工事の総合評定値が建設企業のうち1者以上が 1,000 点以上の者であること。その他の者は 850 点以上であればよいものとする。

⑤ 次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者として専任で配置できること。

ア 該当する建設工事に関し、建設業法に規定する技術者

イ 当該企業に直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者

ウ 建設業法上の営業所における専任の技術者でない者

⑥ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の未加入事業者(法令により適用除とされている場合を除く。)でないこと。

⑦ 建設 JV の組成にあたっては、共同施工方式(以下「甲型 JV」という。)によるものとし、次の要件をすべて満たしていること。

i) 建設 JV の代表建設構成員は出資比率が構成員中最大である者であって、単独企業であること。

ii) 建設 JV の建設構成員数は 2 社又は 3 社とすること。

iii) 1 建設構成員当たりの出資比率は、構成員数に応じ以下の基準を満たすこと。

・2 者の場合、20 %以上の出資比率

・3 者の場合、30 %以上の出資比率

※甲型 JV の詳細については国土交通省ホームページを参照のこと。

URL:

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html

d) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す①から③までの要件をすべて満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す①の要件についてはすべての企業が該当し、②又は③の要件は少なくとも1者が該当すること。

- ① 建築士法(昭和25年(1950年)法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成25年(2013年)4月1日以降に、延べ床面積4,000㎡以上(増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。)の官公庁が発注した施設一体型の小中一貫又は義務教育学校の工事監理業務を完了した実績を有していること。

※施設一体型の小中一貫校:小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に整備されている学校施設を指す。

- ③ 工事監理企業と参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者(建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。)を配置できること。

e) 太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)

太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)は、以下に示す①及び②の要件をすべて満たすこと。

- ① 熊本市物品売買(修理)契約参加資格者に関する要綱第5条に規定する熊本市物品関係競争入札(見積)参加資格者名簿に登載されていること。
- ② 本事業と類似の事業履行実績(高圧又は低圧施設において、太陽光発電設備をPPA方式で履行した実績が2件以上)を有すること。ただし、官公庁が発注したものでなくても構わない。

(3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 建築士法(昭和 25 年(1950 年)法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ② 建設業法(昭和 24 年(1949 年)5 月 24 日法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年(2005 年)法律第 87 号)第 64 条の規定による改正前の商法(明治 32 年(1899 年)法律第 48 号)第 381 条(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成 16 年(2004 年)法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年(2002 年)法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年(1999 年)法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年(1947 年)法律第 54 号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑤ 本市が、本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者、及び当該アドバイザリー業務において受託者と提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所(東京都中央区)
 - ・ 竹澤建築設計工房(千葉県船橋市)
 - ・ シリウス総合法律事務所(東京都千代田区)
- ⑥ 2-5 に記載の事業者選定審議会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑦ 最近 1 年間に於いて消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない者。

- (4) 資格審査規則第 10 条に規定する有資格業者名簿又は熊本市物品売買(修理)契約参加資格者に関する要綱第 5 条に規定する熊本市物品関係競争入札(見積)参加資格者名簿に登載されていない者の参加

競争入札参加資格審査申請書又は物品競争入札(見積)参加資格審査申請書を提出すること。提出方法等については、次によるものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書及び物品競争入札(見積)参加資格審査申請書の交

付方法及び場所

本市ホームページへの掲載又は下記エ(ア)での配布の方法により交付するものとする。郵送又は電送(ファックス、Eメール)による交付は行わない。

イ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送することとし、封筒の表面に「天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業」と明記すること。

ウ 提出期限

2-2(2)5)で示した一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の提出期限日及び受付時間とする。郵送する場合は、同日までに必着(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)とする。

エ 提出場所及び送付先

<「競争入札参加資格審査申請書」の提出及び送付>

(ア) 持参する場合

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎6階
熊本市総務局契約監理部工事契約課

(イ) 郵送する場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局契約監理部工事契約課競争入札参加資格審査申請書(天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業)審査担当者宛

<「物品競争入札(見積)参加資格審査申請書」の提出及び送付>

(ア) 持参する場合

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎6階
熊本市総務局契約監理部契約政策課

(イ) 郵送する場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局契約監理部契約政策課物品競争入札(見積)参加資格審査申請書(天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業)審査担当者宛

(5) 参加資格要件を満たしていない者の参加

(2)に規定する参加資格要件を有していない者は、参加表明等の受付までに有する必要がある。

(6) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、2-2(2)5)で示した一次審査(参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類)の提出期限日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、設計建設工事請負契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、設計建設工事請負契約を締結しないこととする。

(7) 入札参加者の変更

入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り変更を認める。

- ① 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員に代わって、参加資格要件を満たす構成員を補充し、参加資格等を確認の上、本市が認めたとき。
- ② 参加資格要件を欠いた構成員を除く構成員ですべての参加資格等を満たすことを本市が認めたとき。

2-4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

落札者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

資格審査	入札参加者の資格審査をもって行う。
提案審査	価格評価及び技術評価をもって行う。

(2) 事業者選定審議会の設置

落札者の選定は、以下の学識経験者等で構成する天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会(以下「選定審議会」という。)にて行う。選定審議会は、落札者決定基準

等落札者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

学識経験者	竹内 裕希子(熊本大学大学院先端科学研究部 教授)
学識経験者	田中 智之(熊本大学大学院先端科学研究部 教授)
法曹関係者	藤木 美才(ふじき法律事務所 弁護士)
庁内関係者	楳木 敏之(熊本市立天明中学校長)
庁内関係者	内村 智(首席審議員兼学校施設課長)

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりである。本市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については設計建設工事請負契約書(案)を前提とし、詳細については入札公告時に示す。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市がモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合や是正に従わない場合には、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の立地条件は、次のとおりである。

1. 事業予定地:熊本市南区奥古閑町 2146 番地 1
2. 敷地面積 :22,867 m²
3. 用途地域 :市街化調整区域(建ぺい率 40%, 容積率 80%)
法 34 条 11 号指定区域(集落内開発制度指定区域)
4. その他地域地区等:防火地域等:なし、高度地区:なし
地区計画等:なし、建築協定:なし
5. 緑化面積 :敷地面積の 20%以上を目標とする
6. 埋蔵文化財包蔵地: なし
7. 都市計画法に基づく開発許可: 法第 33 条の技術基準、法第 34 条の立地
基準への適合が必要
8. 接続道路 :西側 :奥古閑町第6号線(最小幅員 3.8m/最大幅員 6.8m)
南側 :奥古閑町第7号線(最小幅員 2.9m/最大幅員 7.8m)
北側 :奥古閑町第5号線(最小幅員 3.3m/最大幅員 6.1m)

4-2 整備対象施設の概要

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

5. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、設計建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、設計建設工事請負契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、設計建設工事請負契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、設計建設工事請負契約を解約することができる。

- ③ 前 2 号により設計建設工事請負契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

6-2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、設計建設工事請負契約を解約することができる。
- ② 前号により設計建設工事請負契約が解約された場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、設計建設工事請負契約を解除することができるものとする。
- ③ 前号の規定により本市又は事業者が設計建設工事請負契約を解除した場合の措置は、設計建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。
不可抗力の定義については、入札説明書等公表時に示す。

7. その他事業の実施に関し必要な事項

7-1 市議会の議決

本市は、設計建設工事請負契約の締結に関する議案を令和 6 年(2024 年)第 1 回定例市議会に提出する予定である。

7-2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

7-3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年(1992 年)法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準とする。

7-4 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合であっても、入札を執行するものとする。

7-5 契約保証金

本事業の契約は、熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条に定めるところにより、契約保証金の納付を要するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7-6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、発注者(本市)に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱(令和元年公告第117号。以下「苦情処理要綱」という。))に定める様式第1号による。)により説明を求めることができる。

(2) 発注者(本市)は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面(苦情処理要綱に定める様式第2号による。)により回答する。

7-7 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果(各入札参加者の技術評価点、評価値、入札金額)について教育改革推進課での閲覧及びインターネットにより公表を行うものとする。

7-8 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、発注者(本市)に対して、落札者として選定されなかった理由について、書面(苦情処理要綱に定める様式第1号による。)により説明を求めることができる。
- (2) 発注者(本市)は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し書面(苦情処理要綱に定める様式第2号による。)により回答する。

7-9 技術者の配置について

- (1) 事業者は、競争入札参加資格要件を満たすと評価された配置予定技術者(以下本号において「配置予定技術者」という。)を、本事業の現場に主任技術者又は監理技術者として配置するものとする。なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任で配置できること。さらに、営業所における専任の技術者でないこととする。
- (2) 落札者の決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 配置予定技術者が複数名いる場合は、契約締結日において配置する技術者(以下本号において「配置技術者」という。)を確定することとし、それ以降における他の配置予定技術者への変更は認めないものとする。ただし、余裕期間を設定した案件については、実工事期間の始期までは、他の配置予定技術者への変更を認めるものとする。
- (4) 配置予定技術者又は配置技術者は、病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合において発注者(本市)の承認を得たときを除き、原則として変更できないものとする。
- (5) 発注者(本市)が配置予定技術者又は配置技術者の変更を承認したときは、事業者は、2-3(2)において参加資格要件として付した技術者の条件を満たし、かつ変更前の配置予定技術者又は配置技術者と同等以上の資格及び経験を有する(総合評価における評価点により判断)者を配置しなければならない。
- (6) 配置予定技術者又は配置技術者を本事業に配置できなくなり、さらに変更後の技術者を配置できないときは、病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合を除き、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。この場合において、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、契約の解除等の措置をとることがあるものとする。
- (7) その他、主任技術者又は監理技術者の配置については「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第315号)によるものとする。

7-10 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

熊本市教育委員会事務局 教育総務部 教育改革推進課

電話 : 096-328-2708

Eメール: kyouikukaikaku@city.kumamoto.lg.jp

住 所 : 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

7-11 事業担当課

本実施方針に関する担当課への直接の問い合わせは控えること。

- (1) 学校施設の設置、管理及び廃止等に関すること
教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課
- (2) 児童育成クラブ等に関すること
教育委員会事務局 教育総務部 放課後児童育成課
- (3) 教育課程及び物品の調達等に関すること
教育委員会事務局 学校教育部 指導課
- (4) 児童生徒の指導・支援及び特別支援教育等に関すること
教育委員会事務局 学校教育部 総合支援課
- (5) 学校保健及び学校給食等に関すること
教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課

資料 1:リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り・変更	●	
2	入札参加費用	入札参加費用に関するもの		●
3	契約締結	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
5	議会・行政	契約締結に関する議会承認が得られない場合、本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・契約解除等	●	
6	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
7		上記以外のもの(消費税の変更を含む)	●	
8	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む)	●	
9		上記以外のもの		●
10	許認可 ※制度変更は法制度リスクを含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
11		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
12		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	共通 公的支援制度 ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
15		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
16	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
17		事業者が実施する業務に起因するもの		●
18	環境問題	調査、設計、建設、維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
19	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
20		本市の事由による第三者への賠償	●	
21		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
22	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理に係る費用の増加その他の損害	●	▲
23	物価変動	物価変動に伴う事業者の費用の増加 ※物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行うことを想定。	▲	●
24	要求水準	事業者の実施する設計、建設、維持管理業務の性能未達や契約不適合、不履行によるもの		●
25		上記以外のもの	●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
26	共通	インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
27			本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
28			供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
29		債務不履行	本市の債務不履行による中断・中止	●	
30			事業者の債務不履行による中断・中止		●
31		事業の中断	本市の契約不履行に起因する契約解除に伴う損害	●	
32			事業者の契約不履行に起因する契約解除に伴う損害		●
33			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
34	設計・建設段階	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
35			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
36		設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
37			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
38		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
39		土地の瑕疵	調査資料等で予見できることにに関するもの		●
40			土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
41		工事費用増大	提示条件の誤りや本市の追加指示、本市の事由による工事費の増大	●	
42			事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の費増大		●
43		工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●	
44			事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
45		計画変更	施設完成前に本市が発案した軽微な変更		●
46			施設完成後に本市が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
47		引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●	
48			事業者の事由による施設の損害		●
49			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
50		工事監理	工事監理の不備によるもの		●
51		一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。